

2023 年度 愛好会団体 新規設立ガイドライン

- | | | | |
|---|----------------|----|-----------|
| 1 | 申請資格 | 6 | 学友会三部長審査 |
| 2 | 公認団体の守ること（責任） | 7 | 面談審査 |
| 3 | 公認団体のできること（権利） | 8 | 新設団体説明会 |
| 4 | 申請書類の提出 | 参考 | 学友会会則（※1） |
| 5 | 書類審査 | 参考 | 愛好会規約（※2） |

【1 申請資格】

以下3点の申請資格を全て満たした場合、申請することができます。

- (1) 獨協大学の学部生 15人以上が構成員となっていること
- (2) 獨協大学の専任教職員が顧問となっていること
- (3) 愛好会団体新規設立ガイドラインを熟読し、内容を理解していること

許可することのできない団体の一例

- ・宗教学の研究といつつ、特定の宗教に勧誘する
- ・インカレの本部または支部
- ・飲み会やコンパしかなしい仲良しグループ
- ・部員が4年生のみである

【2 公認団体が守ること(責任)】

- (1) 活動を通じて、所属部員の成長や向上につながることを意識する
- (2) 所属部員を守る。事故やケガだけでなく精神面でも配慮する
- (3) 獨協大学の公認団体であることを自覚し、対外的にも誇りをもった言動を心掛ける
- (4) 獨協大学学友会または獨協大学の行事に建設的に協力・参加する
- (5) その他、大学や学友会本部の定めるルールを順守する
 - ・所属する本部（文化会・体育会・愛好会）の定例会議に出席する（月1回程度）
 - ・年間活動報告書を提出する（11月）
 - ・合宿・イベント・試合・コンパ（団体での飲み会）等を実施する場合は、事前に申請を行う
 - ・所属する本部（文化会・体育会・愛好会）が主催するイベントに出席する
 - ・活動内容について、顧問と情報共有する
 - ・必要に応じて、在籍する全部員が大学の推奨する保険に加入する など

【3 公認団体のできること(権利)】

分類	項目	公認団体	非公認団体
大学施設の利用	人工芝グラウンド、アリーナなどの学友会施設の利用	○	×
	教室の利用	○	×

	学生食堂、多目的スペース、学セ1階フリースペース、学セ2階トレーニングルーム、アリーナ2階ランニングロードの利用	○	△ (個人利用)
	部室、ロッカー、メールボックスの利用	○	×
イベント	新歓活動への参加	○	○
	雄飛祭での出店	○	○
	体育祭への参加	○	○
その他	公認団体と名乗る	○	×
	冊子「雄飛」への掲載	○	×
	活動中のケガが学研災保険の適用範囲となる	○	×
	大学ホームページ、大学案内パンフレットに団体名を掲載できる	○	×
	大学ニュースの表紙で紹介される場合がある	○	×
	優秀な成績を収めた場合や、活動内容に努力が認められた場合には学友会より表彰される	○	×
	学友会本部からの経費援助	○	×
	荷物運搬を理由とした自動車入構	○	×

「○」の場合も、手続きや条件をクリアする必要があります。

また、未公認団体の場合には、公認団体に比べ優先順位や範囲が低く（狭く）なることもあります。

【4 申請書類の提出】

提出期間	2023年4月3日（水）～4月24日（水）
提出先	愛好会本部 aikoukaihonbu@gmail.com
書類の種類（6種類）	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリスト ・愛好会設立届 ・団体紹介届 ・部員名簿 ・団体規約（見本を愛好会本部 HP にて配布しています） ・予算計画書 ・その他 貴団体のことが分かるような書類（任意）
書類作成上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を入力または記入後、zip ファイルに圧縮して送ってください。 ・愛好会設立届には、押印を要する箇所がありますが押印が難しい場合ご相談ください。

【5 書類審査】

審査時期	4月中
団体参加者	審査に同席することはできません。
審査員	愛好会本部役員（学生）、学友会総務部長室事務課職員（※3）

審査目的	提出された書類から、申請資格を満たしているか、団体のアイデンティティや計画性を確認する。
主な審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・学友会会則、愛好会規約を理解しているか ・団体の活動内容等が、学友会会則、愛好会規約の目的と一致するか ・目的と活動内容が、明確かつ具体的か ・愛好会団体になるための動機が純粋か
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・場合によっては、書類の修正、追加を求める場合があります。 ・提出された書類は、返却しません。 ・書類審査を通過した団体は、面談審査に進むことができます。 ・不許可になった団体には、その理由を愛好会本部より開示します。

【6 面談審査】

審査時期	申請後～5月
団体参加者	指定された日時に、三役（※4）は必ず出席すること。
審査員	愛好会本部役員（学生）、学友会総務部長室事務課職員
審査目的	直接話を聞き、愛好会団体としての活動意義および存在価値、具体的な活動計画を確認し、それらが部員間で共有されているかを見極める。
主な審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容、活動目的が練られているか ・活動計画が十分に練られ、継続可能な団体か ・代表学生以外のメンバーが団体について理解しているか ・法律など、公共の秩序に反しないか ・宗教の勧誘などが目的ではないか ・所属部員に偏りがなく、ある場合にはその具体的な改善策が明示されているか ・その他、愛好会団体としてふさわしくない活動内容がないか
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・面談内容によっては、書類の修正、追加を求める場合があります。 ・面談内容によっては、再度ヒアリングを行う場合があります。 ・不許可になった団体には、その理由を愛好会本部より開示します。

【7 学友会三部長審査(※5)】

審査時期	5月～6月
団体参加者	審査に同席することはできません。
審査員	学友会総務部長（教員）、文化部長（教員）、体育部長（教員）
審査目的	学友会三部長が、面談審査を通過した団体が審査を行い、大学として公認団体として活動することを認めるか決定する。
主な審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容等が大学生としてふさわしい内容か ・活動内容、活動目的が練られているか ・継続することを前提に設立するか ・宗教の勧誘などが目的ではないか ・法律など、公共の秩序に反しないか ・その他、愛好会団体としてふさわしくない活動内容がないか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不備がある場合、再度書類提出及びヒアリングを行う場合があります。 ・不許可になった団体には、その理由を愛好会本部より開示します。

【8 新設団体説明会】

開催時期	6月下旬～7月上旬
開催趣旨	今後、学友会団体として活動するにあたっての、注意事項、事務連絡を行う。
連絡方法	申請書類に記載された連絡先に電話またはメールを送る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・6月の学友会三部長審査を通過した団体のみにも通知します。 ・別紙「新設が認められた場合について」（愛好会本部作成）を確認してください。 ・三役が出席してください。

以上

<※ 用語の説明>

- ※1 獨協大学の学友会の大原則となるルール。全10章、46条にまとめられている。本学の学友会活動は学則 85 条で教育の一環として位置づけられている。こちらは雄飛冊子の最後にも記載されている。
- ※2 愛好会のルール。
- ※3 学生自治で運営されている学友会活動をサポートする大学部署。大学職員が常駐する。
- ※4 団体の幹部部員三名のこと。部長（主将）、副部長（副主将）、会計（主務）を指すことが多い。
- ※5 学友会の責任者は学友会会長である学長だが、その職務を代行するために学友会総務部長、文化部長、体育部長という3名の教員部長が置かれている。学友会総務部長が愛好会の責任者となる。

獨協大学学友会会則

前 文

本学では正課教育では得がたいような知識、経験、技術、体力の発達を課外活動によって補足して、人間形成の完ぺきを期するために大学教育の一環として「獨協大学学友会」が設けられている。

学長が会長となり、学生全員がその会員となる根拠がここにある。

本学学友会の活動は文化会、体育会、愛好会に分かれ、各部門にそれぞれ各種の部、同好会、愛好会所属団体が設けられている。

学生は本学学友会の主旨にしたがって、各自自己の最も適する部、同好会、愛好会所属団体を選んで一人残らずいずれかの部、同好会、愛好会所属団体に参加することが望ましい。

本学学友会の活動は課外活動としての特質を活かすために、学生の自主と自治とが十分に尊重されるとともに本学の大学教育の一環としての教育活動であるから教員の指導、助言から遊離するものであってはならない。

第1章 総 則第1条 本

会は獨協大学学友会と称し、本部を獨協大学内に置く。

第2条 本会は全会員の課外活動の進展を図るとともに会員相互の親睦、教養の向上ならびに健康の増進を期し、もって大学教育の一環として、人間形成に資することを目的とする。

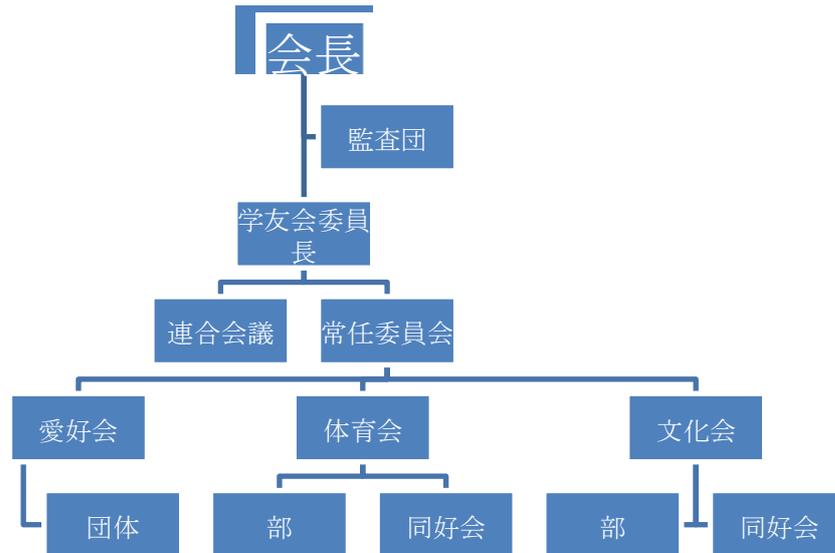
第2章 組 織第3条 本

会は次の会員をもって組織する。

正会員 本学学生全員特別会員

本学教職員

名誉会員 本会功労者にして会長の推薦する者第4条 本会の目的を達成するため、次の組織を設け各部門の運営に当たる。



第3章 役員

第5条 本会の会長は、本学学長これを兼ね、本会を代表し、これを統括する。

(2) 会長は必要あれば諮問機関を設けることができる。

第6条 副会長は、会長が特別会員のうちからこれを委嘱する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第7条 本会の運営のために次の正会員役員を置く。

- 学友会委員長 1名
- 学友会副委員長 1名
- 文化会委員長 1名
- 文化会副委員長 1名
- 体育会委員長 1名
- 体育会副委員長 1名
- 愛好会委員長 1名
- 愛好会副委員長 1名
- 監査団長 1名
- 監査副団長 1名

第8条 会長は本会の運営を円滑ならしめるために、特別会員のうちから次の役員を置く。

- 総務部長 1名
- 文化部長、体育部長 各1名
- 各部、各同好会、各愛好会団体の顧問 各1名
- 監査 2名

(2) 特別会員のうちから必要に応じ次の役員を置くことができる。

幹事 若干名第9条 総務部長、文化部長、体育部長は、部、同好会、愛好会団体の顧問を兼務できない。

第 10 条 学友会委員長は正会員の代表として総務部長と密接な連繋のもとに本会活動の総合的統括を図るとともに、会務の円滑な運営に当たる。なお会長への上申事項はすべて学友会委員長を経るものとする。

第 11 条 学友会副委員長は学友会委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第 12 条 文化会、体育会、愛好会の各委員長は当該部門を代表し、当該部長と密接なる連繋のもとにその部門を統括する。

(2) 各部門の副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第 13 条 部、同好会、愛好会団体の対外活動、その他重要な行動については当該部長の許可を得るものとする。

第 14 条 部、同好会は必要があれば当該顧問の許可を得て、コーチ（又は師範、師匠）を置くことができる。このとき顧問の申請があれば会長の許可を得て、学友会の委嘱とすることができる。

第 15 条 正会員監査は特別会員監査とともに監査団をつくり、正会員の代表として次の職務を行なう。

(1) 本会の会計を監査し、その結果を公表する。

(2) 常任委員会に対して勧告、職分を行なう。

(3) 監査団長は監査団を統括する。

(4) 監査副団長は監査団長を補佐し、団長事故あるときはその職務を代行する。

第 16 条 正会員役員の任期は 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日までとする。

第 17 条 正会員は同一役員に 3 度就くことは許されない。

第 4 章 委員会と本部の構成及び職務

第 18 条 本会には運営のために次の委員会と本部を置く。

常任委員会、文化委員会、体育委員会、愛好会委員会、雄飛祭実行委員会、卒業アルバム編集委員会、創造祭実行委員会、財務委員会、施設委員会学友会本部、文化会本部、体育会本部、愛好会本部なお、雄飛祭実行委員会、卒業アルバム編集委員会、創造祭実行委員会、財務委員会、施設委員会の各委員会の構成、職務は別途定める。

第 19 条 常任委員会は次の正会員をもって構成される。

学友会委員長及び副委員長、文化会、体育会、愛好会の各委員長及び副委員長、文化会、体育会の各部門から推薦された者各 4 名

(2) 学友会委員長は常任委員会を統括する。

(3) 削除

(4) 総務部長、文化部長、体育部長は必要があれば常任委員会に出席することができる。

なお、常任委員会の職務は別途定める。

第 20 条 文化会、体育会、愛好会の各委員会はそれぞれの委員長を補佐し、当該部門の運営に当たる。なお、各委員会の構成、職務は別途定める。

(2) 学友会、文化会、体育会、愛好会の各委員長は、それぞれ学友会本部、文化会本部、体育会本部、愛好会本部を統括し、運営に当たる。

なお、各本部の構成、職務は別途定める。

第 5 章 連合会議

第 21 条 本会には予算、決算、事業計画、会則改正、その他必要な重要事項を審議する機関として連合会議を置く。

第 22 条 本会議は次の正会員をもって構成される。学友会委員長及び副委員長、文化会、体育会、愛好会の各委員長及び副委員長、各部、各同好会の代表者、正会員選出議員 15 名。

第 23 条 本会議は学友会委員長がこれを招集する。

第 24 条 本会議長は、本会議議員の互選により選出される。

(2) 議長は議決権を有しないものとする。

(3) 学友会、文化会、体育会の各委員長は議長になることはできない。

(4) 部及び同好会の代表者が議長になった場合には、その部及び同好会より代理の議員を置くことができる。

第 25 条 同好会の議員は一票、その他の議員は二票に数え、その総計をもって会議の定数とする。

- (2) 会議は定数の 2/3 以上をもって成立する。
- (3) 議決は総投票数の 2/3 以上をもって成立する。

なお、所定の委任状は有効とする。

- 第 26 条 本会議の決議事項はすべて会長の承認を得て発効するものとし、会長は拒否権を有するものとする。
- 第 27 条 総務部長、文化部長、体育部長は、必要あるときは本会議に出席することができる。

第 6 章 役員、議員の選出法

- 第 28 条 学友会委員長、監査団長、正会員選出議員の選出は選挙管理委員会が行なう。
- 第 29 条 選挙管理委員会は、常任委員会が公募、選定し、不足あるときは、学友会委員長が正会員中よりこれを委嘱し、補充する。
なお、選挙管理委員会の構成、職務は別途定める。
- 第 30 条 学友会委員長立候補者のうち、最多得票者にして、会長の承認を得た者を次期学友会委員長とする。
なお、立候補資格は選挙管理委員会規則に定める。
- 第 31 条 監査団長立候補者のうち、最多得票者にして、会長の承認を得た者を次期監査団長とする。
なお、監査団の構成、職務は別途定める。
- 第 32 条 正会員選出議員選挙（定員 15 名）は、投票者が立候補者の学科・学年・氏名の一覧表を印す規定の投票用紙に適任とみなす者に○印をつける方法で行なう。
○印多数の上位 15 名を次期正会員選出議員とする。ただし、○印数は定員数を越えてはならない。本条で規定した方法以外は無効とする。

- 第 33 条 正会員選出議員は欠員の場合は補充しない。
- 第 34 条 学友会副委員長は正会員のうちより 1 名学友会委員長がこれを委嘱する。
- 第 35 条 文化会、体育会の各委員長、及び副委員長は当該部門の推薦により学友会委員長がこれを委嘱する。

第 7 章 部と同好会の加入存続

- 第 36 条 愛好会団体のうち文化会、体育会への加入を希望する団体は、毎年 12 月までに常任委員会に申請しなければならない。
(2) 連合会議は同年度内の 1 月までにその申請を審議、決定する。加入を認められた団体は次年度から同好会となる。
- 第 37 条 部と同好会との間の昇降格については、文化会、体育会の各部門の申請により連合会議にて審議、決定する。
- 第 38 条 部と同好会の廃止については、関係各部門の要請により、連合会議にて審議、決定する。

第 8 章 会誌

- 第 39 条 学友会会員の活動状況を報告するために、毎年 1 回学友会誌を発行する。

第 9 章 会費及び会計

- 第 40 条 本会の経費は入会金、会費、寄付その他をもってまかなう。
- 第 41 条 正会員の入会金は金 4,000 円とする。
(2) 正会員の会費は金 16,000 円とする。
- 第 42 条 入会金、会費は入学時に全納する。
- 第 43 条 入会金、会費の変更は常任委員会が発議し、連合会議の承認を経て、全正会員の過半数の賛成をもって成立するものとする。
- 第 44 条 その他の会員の会費はその都度定める。
- 第 45 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 10 章 改正

- 第 46 条 本会則の改正は、常任委員会が発議し、連合会議総議員の 2/3 以上の賛成後、会長の承認を得て発効するものとする。

附 則

この学友会会則は、昭和 41 年 7 月 4 日より発効する。

附 則

この学友会会則は、昭和 53 年 4 月 1 日より発効する。

附 則

この学友会会則は、昭和 62 年 4 月 1 日より発効する。

附 則

この学友会会則は、平成 13 年 4 月 1 日より発効する。

附 則（平成 16 年細則第 3 号）

この学友会会則は平成 16 年 4 月 1 日より発効する。

附 則（平成 年細則第 号）この学友会会則は、平成 26

年 4 月 1 日から発効する。

獨協大学学友会愛好会規約

第1章 総 則

第 1 条 本会は獨協大学学友会愛好会と称し、獨協大学学友会に所属し、本部を獨協大学内に置く（以下、獨協大学を本学といい、獨協大学学友会を学友会という）。

第 2 条 本会は学友会の承認を受けた愛好会団体の連合組織であり、本会の会員は愛好会団体に所属する本学学生とする。

第 3 条 本会は、愛好会団体の活動の促進、各会員相互の親睦、心身技能の向上及び人間形成をはかること目的とする。

第2章 組 織

第 4 条 第 3 条の目的を達成するために、愛好会本部（以下、本部という）、及び愛好会委員会を置く。

第 5 条 本部は本会における最高執行機関であり、本会を総合的に運営し、各愛好会団体の円滑な活動を助成、後援する。

第 6 条 本会運営のために、本部役員として以下の役員を置く。

- (1) 愛好会委員長（以下、委員長という） 1 名
- (2) 愛好会副委員長（以下、副委員長という） 1 名
- (3) 財務局長 1 名、財務局員 若干名
- (4) 施設管理局长 1 名、施設管理局員 若干名
- (5) その他、委員長が必要と認めた役員

第 7 条 委員長は本部を統括し本会を代表とする。

なお、委員長の選出に関する規定は、本規約の第 4 章に定め、前条第 2 号から第 5 号までの役員は、委員長が任命する。

第 8 条 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在または委員長に任務を遂行できない事由があるときはその任務を代行する。

第 9 条 財務局長は本部の財務・経理に関する事項を所管し、その業務について責任を負う。

第 10 条 委員長、副委員長、財務局長を本部三役という。

第 11 条 委員長は、愛好会団体に所属する者でなければならない。

2. 委員長以外の本部役員も原則として愛好会団体に所属する者でなければならない。

ただし、委員長が必要と認めた場合にはその限りではなく、学友会会員の中から任命することができるものとする。

第 12 条 本部役員の任期は、12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年間とし、再任を妨げないものとする。

第3章 委員長の選出

第 13 条 委員長は、次期委員長選挙の立候補者の受付期日を公示しなければならない。

第 14 条 委員長に立候補する者は、下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 愛好会団体に所属する本学学生であること
- (2) 本学に 1 年以上在籍し、休学中でないこと

(3) 本学より戒告又は停学処分を受けていないこと第 15 条 委員長に立候補する者は、公示された受付期
日内に本部に申し出なければならない。

第 16 条 委員長選挙は、愛好会委員会にて行われる。

第 17 条 立候補者が複数の場合、有効投票数のうち最多得票の者を委員長とする。第

18 条 最多得票の者が 2 名以上いる場合、それらの者について決選投票を行う。

第 5 章 愛好会委員会及び定例会

第 19 条 愛好会委員会を、本会の最高議決機関とする。

第 20 条 次の各号のいずれかにあてはまる場合、委員長は愛好会委員会を直ちに招集しなければならない。

- (1) 委員長が必要と認めた場合
- (2) 本部役員総数の 3 分の 1 以上の役員から要請があった場合
- (3) 愛好会団体総数の 5 分の 1 以上の団体から要請があった場合

第 21 条 愛好会委員会は、本部役員、各愛好会団体の最高責任者又はそれに準ずる者 1 名（以下、代表者とい
う）をもって構成され、議長は副委員長が務める。

第 22 条 愛好会委員会は、愛好会団体総数の 2 分の 1 以上の代表者の出席をもって成立する。

第 23 条 愛好会委員会では以下の事項を扱う。

- (1) 次期委員長の選出
- (2) 愛好会に関する各種案件の検討及び議決
- (3) その他、議長が必要と認めた事項
- (4) 再議決

第 24 条 愛好会団体は 1 団体につき 1 票の議決権を有する。なお、本部役員には議決権が付与されない。

第 25 条 投票は無記名投票とする。

第 26 条 愛好会委員会の決議は出席者の議決権の過半数の賛成により成立する。

- (1) 議決の結果について委員長は差し戻し権を有する。
- (2) 委員長は、差し戻した事項について 30 日以内に愛好会委員会を招集し、差し戻しの理由を説明したう
えで、審議と再議決を要請して採決しなければならない。再議決の結果について委員長は差し戻し権を
有しない。

第 27 条 議決の結果が可否同数の場合、委員長にその判断を一任する。

第 28 条 本部及び各愛好会団体は、愛好会委員会における議決の結果に従わなければならない。

第 29 条 本部から各愛好会団体への連絡機関として、定例会を置く。

2. 定例会は、原則として毎月 1 回開催される。ただし、委員長が必要と認めた場合には緊急にこれを開催する
ことができる。

第 6 章 予算

第 30 条 本部が必要とする経費の予算は、学友会本部が定める「財務委員会規約」に従い編成し、本部三役
の審議を経て、委員長が決定する。

第 7 章 愛好会団体に関する規定

第 31 条 愛好会団体は獨協大学学友会愛好会と称し部、同好会を名乗ることはできない。

第 32 条 愛好会団体は、本部が定める誓約書に年度毎に同意し、これを遵守しなければならない。

第 33 条 愛好会団体は、設立後 1 年間を準公認期間とし、毎回の定例会にて活動報告書を本部に提出しなけれ
ばならない。準公認期間中の活動報告書及び、定例会への出席率、その他本部が定める提出物の提出率を本
部が審査し、優良な団体と認められた場合には、学友会公認団体とされる。

第 34 条 愛好会団体が本部からの助成金を使用し機関誌等を制作する場合、必ず本部の広告を掲載しなければ
ならない。

第 35 条 同好会への昇格を希望する愛好会団体は、委員長に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 同好会昇格願書
- (2) 団体規約
- (3) 顧問の同意書

- (4) 部員名簿
- (5) 年間計画表
- (6) 会計予算の見積書
- (7) 会計報告書
- (8) 活動報告書
- (9) 合宿報告書
- (10) 試合、大会等結果報告書

2. 前項の書類がすべて提出された場合、本部は厳正な審査を行い、委員長は、同好会昇格にふさわしいと認められた団体を文化会本部若しくは体育会本部へと推薦する。

第 36 条 委員長は、次の各号のいずれかに当てはまる愛好会団体を、その団体の顧問及び本部役員と協議の上、解散したものとみなすことができる。

- (1) 積極的な活動が見られない場合
- (2) 愛好会委員会及び定例会の出席率が 1 年間を通じて 2 分の 1 に満たない場合
- (3) 本規約の第 38 条に規定する書類等の提出義務を果たさない場合、または著しく提出状況が悪い場合
- (4) その他委員長が解散させるべきと判断した場合

第 37 条 愛好会団体が以下のような活動をしていると認められた場合、本部は当該団体の愛好会としての公認等を取り消すことができるものとする。

- (1) 外部組織・インターカレッジサークルの本部又は支部としての活動
- (2) 宗教組織・過度な政治思想組織への参加

第 8 章 提出義務

第 38 条 愛好会団体は、定例会において要請された下記の書類等を所定の用紙にて本部へ提出しなければならない。

- (1) 学友会本部が発行する学友会誌の原稿
- (2) 学友会活動報告書
- (3) 試合届・行事届・合宿届
- (4) その他本部が定める書類等

第 9 章 学友会施設

第 39 条 各愛好会団体が学友会施設を使用する場合に、学友会本部が定める「学友会施設規約」に従わなければならない。

第 40 条 本部が推薦し、学友会本部の施設委員会が認めた愛好会団体は部室を借用することができる。本部は、以下の条件を 2 つ以上満たすと認められる愛好会団体を学友会本部の施設委員会に推薦することができる。

- (1) 大会・コンクール等の課外活動で実績を出していること
- (2) 次年度、同好会に昇格できる条件が揃っていること
- (3) 地域社会に貢献していること
- (4) 部室の必要性が高いこと

第 10 章 規範外行為に対する措置基準

第 41 条 愛好会団体もしくは会員が本規約に違反した場合、又は学友会本部が学友会所属団体の活動を健全に保つために定める「規範外行為に対する措置基準」に該当するかもしくは相当する行為が認められた場合には、当該団体に対して「規範外行為に対する措置基準」に従った措置を講ずる。

第 11 章 規約の改正及び廃止

第 42 条 本規約を改正又は廃止する場合には、愛好会委員会の議決を得なければならない。

第 12 条 補足第 43 条 本規

約の解釈については、本部による解釈を最終的なものとする。

附則

本規約は昭和 60 年 12 月 16 日から発効する。

附則

本規約は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。